

4月から制度改正により、国民健康保険の自己負担割合や児童扶養手当が見直されます。

国民健康保険の改正

70歳から74歳までの人がお医者さんにかかるときに支払う自己負担割合の変更

70歳から74歳までの人がお医者さんにかかるときに支払う自己負担割合は、負担軽減のために1割に凍結されてきましたが、平成26年度から新たに70歳になる人から段階的に2割に戻されます。なお、昭和19年4月1日以前生まれの人は引き続き1割負担に据え置かれます。

お医者さんにかかるときの自己負担割合が…

昭和19年 4月1日以前 生まれの人	1割のまま	70歳から74歳までの人の自己負担割合は原則2割ですが、負担軽減のため1割に凍結されてきました。これが26年度から段階的に2割に戻されが、昭和19年4月1日以前生まれの人は1割負担のまま変わりません。
昭和19年 4月2日以降 生まれの人	70歳から 2割	自己負担割合は年齢によって異なります。70歳になるまでは3割（未就学児は2割）で、70歳になると、その年の誕生日の翌月（1日生まれの人はその月）からは2割（現役並みの所得がある人は3割）となります。
現役並みの 所得がある人	3割のまま	現役並みの所得がある人とは、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳から74歳までの国保被保険者がいる人を言います。（ただし145万円以上でも「一般」の区分と同様となる場合があります）

◎問い合わせ先
役場保健衛生課国民健康保険係
☎ (86) 1146 [直通]

後期高齢者医療制度の一部改正

▼平成26・27年度における鹿児島県後期高齢者医療保険料率が決定しました。

平成20年度に創設された「後期高齢者医療保険制度」では、毎年上昇する医療費に財源不足が見込まれるため、2年に1度の保険料の見直しで引き上げられました。

▼後期高齢者医療保険料の賦課限度額が改正されました。

「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の一部を改正する政令の公布に伴い、4月1日から賦課限度額が55万円から57万円へと2万円引き上げられます。

	改正前 (H24～ H25年度)	改正後 (H26～ H27年度)	比較
均等割 (被保険者一人 あたりの額)	48,500円	51,500円	+ 3,000円
所得割 (被保険者の所得 に応じて計算)	9.05%	9.32%	+ 0.27 ポイント

改正前	改正後
550,000円	570,000円

◎問い合わせ先
役場保健衛生課国民健康保険係
☎ (86) 1146 [直通]
県後期高齢者医療広域連合事務局総務課
☎ 099 (206) 1397